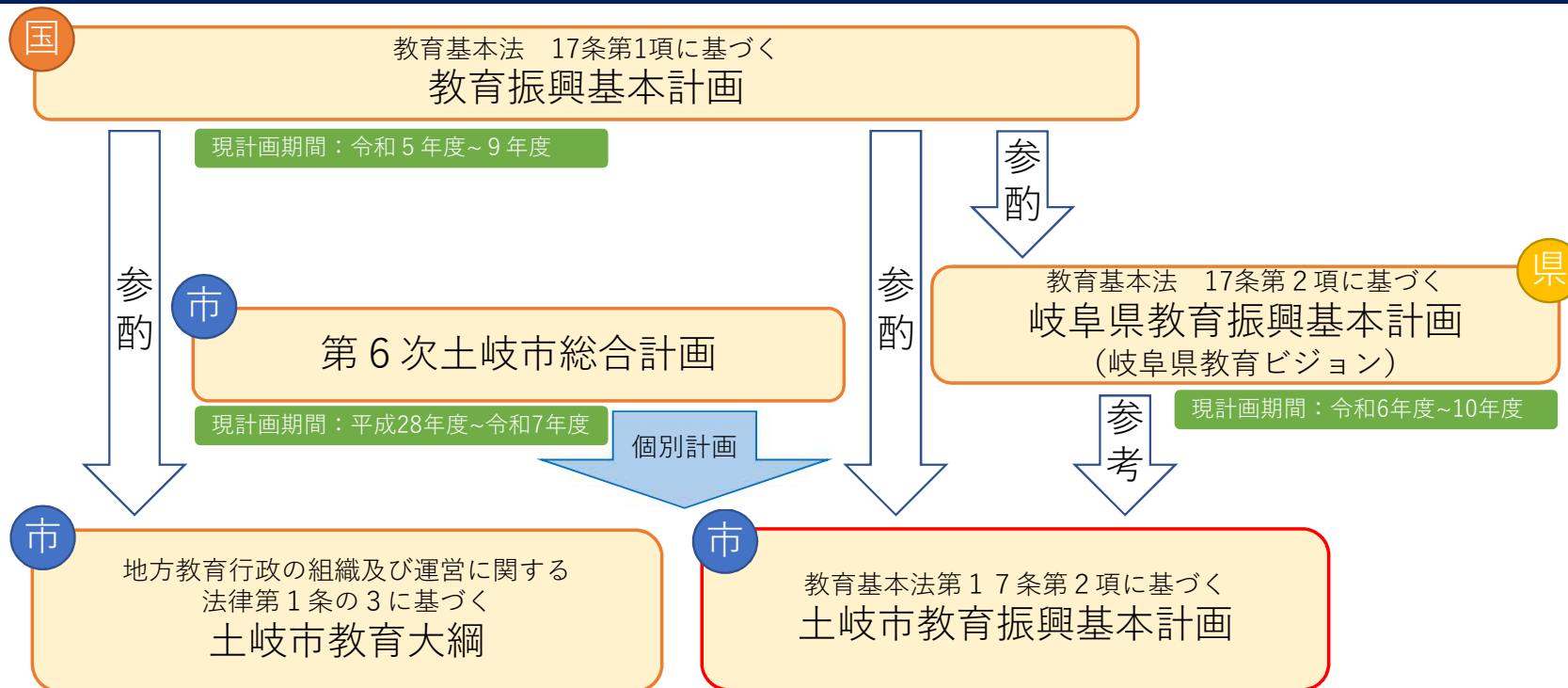


第2次 土岐市教育振興基本計画の期間延長について

R06.11.27



- 総合教育会議にて協議し、内容を調整することが必要
- 市長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない
- 新市長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましい (文部科学省通知抜粋)

第1次: 平成22年度~令和元年度

第1次(後期): 平成27年度~令和元年度

第2次: 令和2年度~令和6年度

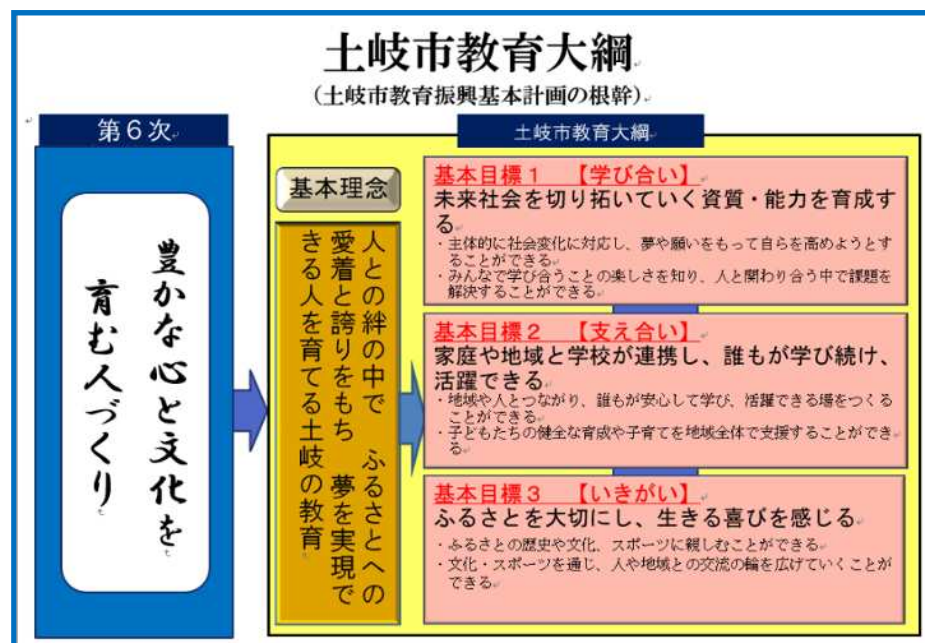
第2次 土岐市教育振興基本計画の期間延長について

R06.11.27

第2次 計画年度

令和2年度～令和6年度 5カ年

教育大綱



第7次総合計画

令和8年度～令和17年度 10カ年

※年度延長

現在の計画年度を令和7年度まで延長（教育委員会所管業務）

開始年度を合わせる

第3次 計画年度

令和8年度～令和12年度 5カ年



教育委員会
イメージキャラクター
「とき丸」